

つくし だより

2011年5月号

NO. 251

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2011. 5. 15

大震災避難所での当事者支援

都連会長 野村忠良

ある新聞の報道によると、今回の大震災で避難所に集まった人々の中には精神障害がある人々がいて、その中に過重なストレスで症状が悪化して周囲の人々に攻撃的になり、夜も動きまわって人の睡眠を妨げ、とうとう避難所の管理者から文句を言われた人がいるそうです。どこにも行くところがなく、本人も周囲も困っているとの事でした。

このような状況下では、人に迷惑をかけないように我慢するのが常識です。しかし、精神に障害があると我慢できる限界が狭くなり、精一杯努力しても自制ができなくなり、ついつい攻撃的になってひんしゅくをかいます。どうしたらよいでしょう。一緒に生きている場の環境が厳しい時には精神的に強い人は弱い人を助け、弱い人が非常識と思える行動を起こしても責めずにできるだけ我慢することが必要でしょう。その一方で、弱い人は我慢できる限界を広げる努力を続けることが大切です。

お互いのこのような態度は、いつ、どこで養ったらよいのでしょうか。私は、平時において、普通の社会生活の中でお互いが相手を知り、協調して生きて行く術を身につける必要があると思います。それには毎日じかに接し、相手の良さを知り、友情や仲間意識を育むような社会のあり方が整えられていなければなりません。精神疾患についてよく理解ができていれば、不必要な誤解も少なくなるでしょう。そして非常識と思える行動も受け入れやすくなるでしょう。

精神障害があり自己統制力が弱い状態にある人を支える技術の一つに、精神科医療があります。避難所などでのストレスがたまる状況では、人と折り合い思いやる能力が求められます。その能力を高めるための日常の治療が必要ではないでしょうか。薬だけでは無理です。自分の考え方の癖や対人関係での思い込みに気がついて、自分を好きになり安心感が増すような心理的支援は実現できないのでしょうか。自分の精神障害の症状を自覚して、自分自身にある健康な側面から自分の考えや気持ちを整えていけるようになるための治療方法は取り入れられないのでしょうか。

避難所という極限にある場でも、ふだんの社会での暮らし方は反映されます。困難な中でも精神障害がある人々が比較的過ごしやすくなるように避難所を工夫して改善できる力量が、地域住民たちには期待され、精神障害がある人々には避難所でも周囲の人々に気遣いができる余裕が期待されます。そのような能力を、日頃からお互いに高めることができれば震災時だけでなく、普段の生活でもどれほど安心して暮らせることでしょう。そのような社会の実現を心から願っています。



保護者制度改革への東京つくし会の対応

都連会長 野村忠良

現在、厚生労働省で検討されている「精神保健福祉法」の中の保護者制度の部分について説明し、続いて改正に向けての当会理事会で統一された意見をお伝えします。この意見を踏まえて厚生労働省の会議で家族会の立場で会長野村が意見を述べることになります。

[保護者制度とは] いま厚生労働省で取り上げているのは、精神保健福祉法の中の家族に負わされている義務の部分です。民法や成年後見制度も関係していますが、今回は除外されています。

義務として、当事者が措置入院や医療保護入院をしている間、または医療中断をしている時に、家族は「治療を受けさせ」、「財産上の利益を保護し」、「診断が正しく行われるよう医師に協力し」、「治療を受けさせるに当たっては医師の指示に従い」、「医療保護入院をさせる時に同意し」、「措置入院として入院した後、退院する時に引き取り、精神科病院又は指定病院の管理者の指示に従い」、「医療及び保護のために支出する費用を負担する」ことが求められています。

[当会の意見] 上記の義務についての当会の意見は、(1)「治療を受けさせるに当たっては医師の指示に従わなければならない」は廃止する。(2) それ以外の義務は、家族ではなく公的機関(地域で当事者のケアをチームで日常的に責任を持って行う機関をいう。精神科指定医と法律家が加わる。費用は国が支給する。)に移す。(3) 家族の義務を撤廃した後に当事者が公的機関から不利な扱いを受けないようにするために、公的機関を監視する精神医療審査会の機能を強化する。精神医療審査会には法律家と精神科医、精神保健福祉士、及び当事者と家族が構成員として加わる。家族が公的機関の対応に納得できない時には、当事者の人権と利益を守るために精神科医療審査会に訴えて調査を行わせ、人権や利益が侵害されていた場合には精神医療審査会が改善命令を出せることとする。



平成 22 年度第 3 回東京つくし会東地域ブロック会議報告

都連理事 徳山尚子

去る 3 月 26 日(土)、平成 22 年度第 3 回の東京つくし会東地域ブロック会議が開催されました。3 月 11 日に東北を襲った大地震は関東にも大きな影響を及ぼし、ブロック会議についてもどうすべきか関係者間で話をしましたが、こういう時だからこそ予定通りにといい、葛飾区たんぼぼ会のご協力により葛飾シンフォニーヒルズで 1 2 単会全 32 名の出席を得て無事開催することができました。当日の会場準備、資料作成、駅からの案内などブロック会議を支えていただいた葛飾たんぼぼ会の皆さまありがとうございました。

当日は開会に先立ち、司会の主導により地震の被害で亡くなられた方々に黙祷を捧げご冥福を祈りました。東京つくし会野村会長もこの大地震に触れ、精神障害者も自然災害の被災者のようだと言われました。今回の地震と地震が引き起こした津波の被害は私たちの想像の及ばない規模の災害となりました。



評議員会が開かれます

来る6月3日(金)午前10時から12時迄、烏山区民会館3階集会室において評議員会が開かれます。今回は、会則改正案が昨年に続いて提出されます。当会の新たな方針が示され、これからは社会を大きく変えていくためのいっそう充実した活動が繰り返されていくこととなります。

講演会のご案内

評議員会に続いて、午後1時30分から同じ会場で「精神障害者の新しい地域支援」について、尾上浩二氏による講演会が開かれます。精神障害がある方々へのこれからの支援について、障害者施策に詳しい尾上氏と一緒に考えてみましょう。尾上氏はDPI日本会議という障害者団体(3障害含む)の事務局長で、内閣府障がい者制度改革推進会議の構成員でもあります。ご自身は車いすを使っています。皆様のご参加をお待ちしています。



「100万人署名推進全国一斉街頭署名」実施のお知らせ

都連理事 小笠原勝二

こころの健康政策構想実現会議、100万人署名推進委員会から下記のように「全国一斉街頭署名」実施のお願いがだされました。

東京つくし会として野村会長を東京地区実行委員長として5月6日に「6・25街頭署名実行委員会」を立ち上げ、計画を立案します。別途具体的実施のご案内をさせていただきますので、今後ともみなさまの絶大なるご協力をお願いいたします。

こころの健康政策構想実現会議

「全国一斉街頭署名」実施のお知らせ

3月21日の全国一斉街頭署名は、直前の11日に発生した東日本大震災のため、実施日未定のまま延期になり、全国各地で準備を進めていた皆さんに、大変ご迷惑をおかけしました。全国一斉街頭署名は、3月11日現在、40都道府県・70か所の地域で、参加者1,000名以上と大きく盛り上がっていました。

テレビ・新聞などのマスコミも、全国一斉街頭署名の取り組みを注目し、取材申し込みが全国各地で活発化していました。

戦後初めて、当事者・家族・精神保健医療福祉関係者が、全国主要地域で、精神保健医療改革の署名を行う画期的取り組みが行われる寸前でした。

6月25日(土曜日)の実施を決定

4月に入り、西日本から「大震災や福島原発で、東日本での街頭署名が困難なら、西日本から街頭署名を実施し、全国に元気を届けたい」という声も出されるなど、少なくとも地域から、街頭署名に対する方針提起を求める声が出されてきました。このような声を受け、4月24日「こころの健康政策構想実現会議」運営委員会、100万人署名推進委員会では、6月25日、実施可能な地域で一斉街頭署名を行うことを正式に決定しました。

震災地での「包括型地域生活支援センター(仮称)の設置」を求めて

24日の会議では、震災支援についても話し合われました。構想実現会議では4月7

日に発表した「震災復興緊急提言」（詳細は 100 万人署名推進ニュース 号外第 2 号、2011.4.9）を社会に広く伝え、その実現を求めることで復興支援に寄与していきたいと考えています。街頭においてもこころのケアも含めた生活丸ごとを支えるため仕組み、震災復興のための「包括型地域生活アウトリーチセンター」の実現を訴えていこうということになりました。

そのため全国で配布するビラは、すでに準備済みのこころの健康を守り推進する基本法の制定を求めるビラに加え、わかりやすく緊急提言を伝えるビラを作成し、緊急提言の内容を訴える桃太郎旗を作成することにしました。

国会内のフォーラムも実施

24 日の会議では、6 月に「フォーラム」を開催し、超党派の多くの議員の皆さんのご参加を求め、震災復興の緊急提言とこころの健康を守り推進する基本法の理解を深めていただき、国会内の世論を大きく盛り上げることも決めました。

全国一斉街頭署名の準備開始を呼び掛けます

全国一斉街頭署名は、大震災で一旦延期をしましたが、この震災で構想会議の提言の重要性はさらに明らかになりました。全国一斉街頭署名の成功は、100 万人署名運動を成功させる重要な土台です。大震災によって、こころの健康政策の重要性が国民の中に急速に広がっています。街頭署名の取り組みの再起動をお願いします。



◇平成 23 年度 賛助会加入状況 (H23 年 4 月 30 日現在)

| | | |
|---|-----------------------|-------------------------------|
| 個人 | 今井 康夫 江端 洋 堀 澄清 | 2,000 円 4,000 円 2,000 円 |
| 平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 4 月 30 日までの累計：8,000 円 (個人 1 口：2,000 円、団体 1 口：5,000 円、診療所 1 口：3,000 円、病院 1 口：5,000 円) | | |
| 個人： 4 口 × 2,000 円 = 8,000 円 | | |

*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・あの日、他市で 1 人暮らしをしている、障がいがある妹には、連絡も取れず、行くことも出来ずにいた。同じ団地に住む友人とやっと連絡が取れ、「電気がついているから大丈夫そう」と連絡をもらい、ひとまず安心した。

後日、妹のヘルパー他との交換日記に、翌日 3 月 1 2 日に行政の保健師の見回りがあり、また、その後も、計画停電のチラシを持って訪問して下さったことが解り、本当に心強い味方を得た思いだった。家族と同じように、気にかけて下さる方が居る事はどんなに心強いことか。こちらも、困っていることを行政に発信していく事が必要なのだろうが、多くの家族は毎日疲労困憊している状態にある。

今こそ、ニーズを待つのではなく、出向いていき、その心に寄り添い、一緒に夢や希望を探し、届けるサービスが必要なのであろう。

(都連理事 増田公子)